

3-3 景観特性による各地区の景観形成基準

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(以下、「景観形成基準」と言う。)を定める。

(1) 建築物の景観形成基準

項目		基準
立地特性		<ul style="list-style-type: none"> ・明石が持つ歴史や地域の景観特性に配慮し、建築物の配置や形態を工夫するなど、周辺景観との調和に努める。 ・明石の景観特性のひとつである海とその眺望について、配慮に努める。 ・伝統的な建築物が残る地域では、伝統的な形態や意匠などを取り入れるよう工夫する。 ・まちかどなど角地や多くの視線を集める場所では、シンボル性の演出に配慮した意匠とするよう努める。
位置・規模		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さや壁面位置が揃っているところでは、連続性の維持に努める。 ・道路などから建築物を後退させることにより、周囲への圧迫感を和らげるなど、建築物の配置を工夫する。 ・雁行配置、高層部の分棟化、上層部のセットバックなどにより、圧迫感をやわらげるように工夫する。
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・表情に変化をもたらすなど、単調な壁面をさけた意匠とするよう努める。 ・地域の景観特性との調和に配慮した意匠とするよう努める。
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓や庇の工夫により、表情豊かな意匠とするよう努める。 ・商業地区では、通りに面した部分にギャラリーなどを設け、にぎわいの演出に努める。また、ライトアップなどによる夜間のおもむきを演出するよう努める。
	屋根 屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・塔屋を設ける場合は、建築物の意匠と一体的なものとなるよう努める。 ・勾配屋根など、地域の景観特性との調和に配慮した意匠とするよう努める。
	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とし、洗濯物や空調の室外機は目立たないよう、腰壁、手摺り、釣金物の位置や構造を工夫する。

項目		基準																							
意匠	屋外階段	・建築物と一体的な意匠とするよう努める。また、通りから見えにくい位置に設置する、ルーバーで覆うなど目立たないように工夫をする。																							
	駐車場部	・入口の意匠や外壁の仕上げを工夫し、前後の道路や通りとの調和に努める。																							
	壁面設備	・給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させない。ただし、やむをえず外壁面に露出する場合は、壁面と同系色の使用に努める。																							
	屋上設備	・壁面を立ち上げる、または、ルーバー等により適当な覆い措置を講ずるなど工夫する。ただし、覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。																							
材料		<ul style="list-style-type: none"> ・経年変化による退色、損傷、汚れに強い材料を使用したり、時間の経過につれ、味わいが出る材料の使用に努める。 ・住宅地区や商業地区、歴史的なまちなみなど、地区の特性に配慮した材料の使用に努める。 																							
色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は落ち着いたものとし、周辺景観との調和に努める。 ・周辺の建築物と色調を合わせるなど、周辺景観から突出したデザインにならないように努める。 ・外壁、屋根など外観に使用する色彩はマンセル表色系において、次の範囲内の数値とする。 ただし、無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分は除く。 また、各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住宅</td> <td>住宅専用</td> <td>4以上 9以下</td> <td>R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下</td> </tr> <tr> <td>住宅混在</td> <td>4以上 9以下</td> <td>R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">商業</td> <td>なし</td> <td>R系、YR系 6以下 Y系 4以下 その他の色相 2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工業</td> <td>4以上 9以下</td> <td>R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">田園</td> <td>4以上 9以下</td> <td>R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・商業地区の低層部では、アクセントカラーを使用するなど、色彩の演出に工夫する。 	地区		明度	彩度	住宅	住宅専用	4以上 9以下	R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下	住宅混在	4以上 9以下	R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下	商業		なし	R系、YR系 6以下 Y系 4以下 その他の色相 2以下	工業		4以上 9以下	R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下	田園		4以上 9以下	R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下
地区		明度	彩度																						
住宅	住宅専用	4以上 9以下	R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下																						
	住宅混在	4以上 9以下	R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下																						
商業		なし	R系、YR系 6以下 Y系 4以下 その他の色相 2以下																						
工業		4以上 9以下	R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下																						
田園		4以上 9以下	R系、YR系、Y系 4以下 その他の色相 2以下																						

項目		基準
境界領域 (外構)	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・立地特性に応じた植栽に努め、樹種等の選定や植え方の工夫などに街路樹や公園の緑と敷地内の緑が連続するような植栽の配置に努める。 ・樹木と芝などの地被類を適切に組み合わせるなど、緑豊かな空間形成に努める。また、できる限り既存の樹木の保全や活用に努める。 ・まちかどなどの角地部分はボリュームのある緑地空間とするなど、緑が多い印象を与えるように工夫する。
	屋外 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、通りに面して配置せず、建築物の背後や側面に配置するなど、位置の工夫をし、植栽等による修景に努める。
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、通りとの一体性に配慮する。 ・垣や柵などは、周辺景観に溶け込む落ち着いた色彩とするよう努める。 ・ごみ置き場は、建築物などと一体的なデザインとする、植栽で修景するなど、まちなみから目立たない工夫をする。
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・位置、意匠、色彩等は、周辺景観との調和に配慮し、建築物と一体的な意匠とするなど、すっきりとしたものにし過剰な配置は避ける。 ・集約化するなど、形状や掲出位置の統一に努め、広告物全体としてのまとまりに配慮する。 ・地となる部分は、不必要な色は使わず、色数はできるだけ少なくする。 ・蛍光塗料、発光塗料その他これに類するものは使用しない。

(2) 工作物の景観形成基準(高架構造物・橋梁等は除く)

項目	基準
位置・規模	・配置を工夫するなど、周辺景観との調和に配慮する。
意匠	・すっきりとした意匠とするよう配慮する。 ・周辺に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
材料	・材料の選択にあたっては、地域の景観特性との調和に配慮する。 ・経年変化による退色、損傷、汚れに強い材料を選択するよう配慮する。
色彩	・基調となる色は、落ち着いたものとし、周辺との調和に努める。 ・外観の色彩の基準は、建築物の色彩の基準に準じる。 ただし、道路交通法その他法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については適用しない。
その他	・周辺の植栽に努める。

(3) 高架構造物・橋梁等の景観形成基準

項目	基準
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・明石が持つ歴史や地域の景観特性に配慮し、建築物の配置や形態を工夫するなど、周辺景観との調和に努める。 ・橋梁が視点場から見える眺望の連続性を断ち切らないように努める。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・桁側面や橋脚は、重苦しさを軽減したデザインとし、桁と橋脚の接合部がシンプルな収まりとなるように工夫する。 ・橋上の付属物は、具象的な装飾や華美なデザインを避けたシンプルなものとし、橋梁との統一感の形成に努める。 ・橋梁部上部の構造物についてはあらゆる角度からの見え方に配慮する。 ・高欄は、歩行者や運転者の見通しを阻害しないよう、視線を遮らない軽やかなデザインとするよう努める。 ・橋上の空間は、橋梁へアプローチする道路の延長として連続性を持たせるように努める。 ・排水管が、歩行者や運転手から見える場合は、橋梁のスリットに埋め込むなど、デザインの一部として見せるように配慮する。 ・周辺に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の選択にあたっては、地域の景観特性との調和に配慮する。 ・経年変化による退色、損傷、汚れに強い材料を選択するよう配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、落ち着いたものとし、周辺との調和に努める。ただし、鉄道事業法、道路交通法その他法令に基づき設置するものについては適用しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷個所の補修や塗装など、定期的に点検、調査、補修などを行うことにより、良好な景観の保全に努める。 ・塗り替えや改修時には、新設時のデザインコンセプトの尊重に努める。

3-4 景観重点地区の区域や届出対象行為及び景観形成基準

景観重点地区別の区域や届出対象行為および景観形成基準については、景観重点地区ごとに別紙に定める。